

令和 4 年 7 月 14 日 (金)
令和 4 年度保安統括者会議

ポリ塩化ビフェニル (PCB) 含有電気工作物について

1. 概要等

ポリ塩化ビフェニル (PCB) は、その優れた絶縁性能から、昭和 40 年代まで、主に電気機器の絶縁油として使用されていました。その後、1968 年(昭和 43 年)のカネミ油症事件をきっかけに、人の健康及び生活環境に係る被害が生じるおそれがある物質として、国内での生産・輸入が禁止され、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (PCB 特措法)」が制定され、これに基づいて PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進することとされました。

その後、平成 28 年 5 月 2 日付けで PCB 特措法の一部が改正され、PCB 使用製品については、期限までに廃止等をすることとなりました。

2. 適正な管理等

平成 28 年 10 月 25 日付け 20161005 商局第 1 号「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に基づき PCB 含有電気工作物の設置(使用)状況を確認いただき、PCB 濃度が 0.5mg/kg を超え 5,000mg/kg 以下(以下「低濃度」という)の PCB 含有電気工作物を設置(使用)していることが判明した場合は遅滞なく、鉱山保安法が適用される需要設備にあっては当部鉱山保安課へ、その他の電気工作物にあっては当部電力安全課へ、報告規則様式 13 の 2 により届出いただくとともに、転倒防止、油漏れ対策等、適切に管理していただきますようお願いします。

なお、PCB 濃度が 5,000mg/kg を超える PCB を含有する電気機械器具(安定器など電気工作物以外のものを含む)を設置(使用)していることが判明した場合には鉱山保安法に基づく鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令違反又は電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令違反となりますので、直ちに使用を中止する必要があります。

3. PCB 含有電気工作物の処理について

低濃度の PCB 含有電気工作物は、2027 年(令和 9 年)3 月 31 日までに処分を完了する必要があります。

(1) 民間の処理事業者に委託して処理

低濃度含有電気工作物の処理は JESCO ではなく、民間処理事業者により行われています。処理事業者は環境大臣が個別に認定する無害化処理認定事業者と、都道府県市の長から処分業許可を得た事業者があります。

詳しくは、県又は市のお問い合わせ窓口までお願いいたします。

(2) 課電自然循環洗浄法による処理

使用中の変圧器については、変圧器の構造、PCB 濃度、絶縁油量等によって、使用しながら浄化する「課電自然循環洗浄法」が適用できる場合があります。詳しくは、経済産業省のホームページを参照してください。

4. 参考

(1) PCB 機器の処理促進について（経済産業省HP）

URL : https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei pcb/index2_2.html



※ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(2) PCB 含有電気工作物の処分についてのお問い合わせ窓口

【国】

環境省	中部地方環境事務所 資源循環課	052-955-2132
-----	-----------------	--------------

【県】

愛知県	資源循環推進課	052-954-6236
岐阜県	廃棄物対策課	058-272-8217
三重県	廃棄物・リサイクル課	059-224-2475
富山県	環境政策課	076-444-9618
石川県	廃棄物対策課	076-225-1474

【政令市・中核都市】

名古屋市	廃棄物指導課	052-972-2392
豊田市	廃棄物対策課	0565-34-6710
豊橋市	廃棄物対策課	0532-51-2407
岡崎市	廃棄物対策課	0564-23-6871
岐阜市	産業廃棄物指導課	058-214-2170
富山市	環境政策課	076-443-2178
金沢市	環境指導課	076-220-2521



【開催案内】PCBに汚染された電気機器等の
調査方法及び適正処理に関する説明会
(主催: 経済産業省/環境省)



OPCB(ポリ塩化ビフェニル)は、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなどの性質を有することから、昭和40年代まで、主に電気機器の絶縁油として使用されていました。その後、毒性が明らかになり、人の健康及び生活環境に係る被害が生じるおそれがある物質であることから、PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)に基づき、定められた期限までに適正に処理することとされています。

- 製造後30年以上経過した古い電気機器の絶縁油は、PCBにより汚染されている可能性があります。
- これらの機器のうち、PCB濃度が0.5mg/kgを超える5000mg/kg以下のものを廃棄する場合は、低濃度PCB廃棄物として令和9年3月31日までに処分しなければなりません。

(ご参考) 低濃度PCB廃棄物早期処理情報サイト (<http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/>)

低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理について、下記のとおり説明会を開催いたしますので、是非ご参加ください。

記

開催日時: 令和4年7月27日(水) 14時~15時30分

開催方法: ZOOMビデオウェビナー

※視聴用URL、視聴方法等は説明会開催の2日前に、申し込み時にご登録いただいたメールアドレスへお送りします。前日までに連絡がない場合には、問い合わせ先までご連絡ください。

申込方法: 以下のリンクよりお申し込みください。

(<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kankyonrisuushin/pcb2022072714>)

申し込みの締め切りは7月22日(金)17時までです。

対象者: 経済産業省の所管団体の会員企業、関係事業者等

開催内容: 早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き等の説明

(ご参考) 早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き

(<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220331008/20220331008-1.pdf>)

事前質問: 現時点でのPCBの調査方法や適正処理についてご不明な点等ございましたら、申し込みフォームにて事前質問を受け付けておりますのでご活用ください。いただいた質問については質疑応答等にて回答いたします。また、説明会の当日もご質問いただけます。

備考: 説明会後にアンケートにご協力お願いします。

【お問い合わせ】

経済産業省環境管理推進室 担当: 吉鶴(よしづる)・久保(くぼ)

環境省ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室 担当: 伊藤(いとう)・上野(うえの)

e-mail: exl-orientation2022@meti.go.jp

以上